自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について　新旧対照表

別添

新	旧
国官運安第１５６号 国自安第８８号 国自旅第１６３号 国自貨第９５号 平成２１年１０月１６日 一部改正　平成２３年　６月１４日 一部改正　平成２５年　７月２２日 一部改正　平成２５年　９月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２９年　１月１３日	国官運安第１５６号 国自安第８８号 国自旅第１６３号 国自貨第９５号 平成２１年１０月１６日 一部改正　平成２３年　６月１４日 一部改正　平成２５年　７月２２日 一部改正　平成２５年　９月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日
各地方運輸局自動車交通部長　殿 関東・近畿 運輸局自動車監査指導部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿	各地方運輸局自動車交通部長　殿 関東・近畿 運輸局自動車監査指導部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿
大臣官房運輸安全監理官 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局貨物課長	大臣官房運輸安全監理官 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局貨物課長
自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について	自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について
運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成１８年１０月から導入された。 今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたい。 なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成１８年９月２７日付け国自総第３２１号、国自旅第１８０号、国自貨第８４号）は、廃止する。 なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。	運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成１８年１０月から導入された。 今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたい。 なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成１８年９月２７日付け国自総第３２１号、国自旅第１８０号、国自貨第８４号）は、廃止する。 なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

記 Ⅰ　運輸安全マネジメントの実施 １．～５．　（略） Ⅱ　事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表 １．・２．　（略） ３．事業者の行政処分情報の公表について 旅客自動車運送事業者は、道路運送法第２７条第４項（同法第４３条第５項において準用する場合を含む。）、第３１条又は第４０条（同法第４３条第５項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第２３条（同法第３５条第６項において準用する場合を含む。）、第２６条又は第３３条（同法第３５条第６項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から３年間を経過する日までとする。 ①当該処分の内容 （輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分） ②当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容 （改善報告書等） ４．　（略） 附則　（略） 附則（平成２９年１月１３日　国官運安第２７２号、国自安第１８９号、国自旅第３１８号、国自貨第１１４号） この通達は、平成２９年１月１６日から施行する。 別添１～５（略）	記 Ⅰ　運輸安全マネジメントの実施 １．～５．　（略） Ⅱ　事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表 １．・２．　（略） ３．事業者の行政処分情報の公表について 旅客自動車運送事業者は、道路運送法第２７条第３項（同法第４３条第５項において準用する場合を含む。）、第３１条又は第４０条（同法第４３条第５項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第２３条（同法第３５条第６項において準用する場合を含む。）、第２６条又は第３３条（同法第３５条第６項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から３年間を経過する日までとする。 ①当該処分の内容 （輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分） ②当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容 （改善報告書等） ４．　（略） 附則　（略） 別添１～５（略）